

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

愛媛県地域保健医療計画は、本県における保健医療の基本指針となるものであり、昭和63年4月に策定して以来、5年ごとに見直しを行い、平成14年4月には第四次計画を策定しました。この間、関係者の理解と協力を得ながら、諸施策の推進に努めた結果、救急医療体制や周産期医療体制の整備など、地域の実情に即した保健医療体制の整備が図られたところです。

しかし、近年、医師不足の深刻化に伴って、へき地医療や小児・周産期医療、救急医療など、地域に不可欠な医療の確保が困難になっており、医師確保対策をはじめ、医療資源の効率的活用や医療機関相互の連携体制の構築などが喫緊の課題となっています。

また、国においては、国民の医療に対する安心・信頼を確保するとともに、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成18年に医療制度改革関連法を制定し、平成20年度から本格施行することとしています。

その一環として、医療計画についても、がん、脳卒中、小児医療など主な疾病や事業ごとに医療連携体制を具体的に計画に位置付け、医療機能の分化・連携を推進することにより、地域において切れ目のない医療の提供を実現するよう、抜本的な見直しが行われました。

今般の第五次愛媛県地域保健医療計画は、こうした医療制度改革の動向や地域医療の直面する課題等を踏まえ、患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備を目指すものです。

また、県民健康づくり計画「健康実現えひめ2010」、愛媛県地域ケア体制整備構想及び愛媛県医療費適正化計画との整合性を図り、これらの計画とともに、医療制度改革を総合的に推進することとしています。

2 計画の性格

この計画は、次の性格を有しています。

- (1) 医療法第30条の4第1項に基づく「医療計画」として策定します。
- (2) 本県における保健医療施策の基本指針であり、第五次愛媛県長期計画を保健医療の面から推進するものです。
- (3) 県民に対しては、この計画にそった自主的、積極的な活動を期待するものであり、保健医療機関・団体、市町に対しては、施策の方向を示す指針となるものです。

3 計画の期間

この計画は、平成20年度を初年度とする24年度までの5か年計画とします。ただし、各種の社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の基本理念

この計画では、

- ①必要な地域医療の確保
- ②医療機能の分化・連携の推進
- ③患者本位の医療の実現
- ④健康で安全な地域社会の確立
- ⑤保健・福祉と医療を包括したシステムの確立

を基本理念に掲げ、各種の施策を積極的に推進します。

①必要な地域医療の確保

医療は、県民の生命や健康を守るセーフティネットとしての役割を担うとともに、地域社会の維持、発展を支える重要な基盤の一つでもあります。

しかし、本県の地域医療の現状を見ると、医師不足は深刻化し、地域によっては、へき地医療や救急医療の提供が困難になっているほか、小児科や分娩に対応する産科が不足するなど、地域医療の確保は憂慮すべき状況となっています。

また、医療に対する人々のニーズも多様化・高度化しており、高度専門的な医療の提供をはじめ、身近な医療の確保、患者のQOL（生活の質）の向上、在宅医療の充実、医療の安全の確保など、様々な課題に対応する必要があります。

こうした中で、すべての県民が、安心して適切な医療を受けられるようにするために、地域で必要とされる医療を確実に提供できる体制の整備を目指します。

②医療機能の分化・連携の推進

県では、県民の多様なニーズに対応した医療を提供するため、これまで医療機能の分化と連携の推進に努めてきました。

しかし、急速な高齢化が進む中であって、生活習慣病が増加し、疾病構造が変化する一方、救急医療をはじめとする地域医療上の課題もますます重要性が増しています。限られた医療資源を有効に活用して、こうした状況に対応するためには、これらの疾病や事業に応じて、医療機能の分化や連携のあり方を検討し、切れ目のない医療を提供していくことが重要です。

このため、本計画では、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の5事業ごとに医療機能の分化と連携を推進し、効率的な医療提供体制の整備を目指します。

③患者本位の医療の実現

医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものであり、患者や県民が、医療の利用者及び費用負担者として、医療に関心を持ち、自らも積極的かつ主体的に医療に参加できる環境の整備を図ることが重要です。

このため、医療機能情報提供制度などを通じて、患者や県民に対して医療サービスの選択に必要な情報を提供するとともに、診療の際には、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者本人が求める医療サービスを提供するなど、患者本位の医療の実現に向けた取組みを行います。

④健康で安全な地域社会の確立

安心して充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが大切です。県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」というセルフケアの意識をもって、自主的に健康づくりに取組み、その取組みが効果的に展開されるよう、家庭、地域、学校、企業、行政及び関係機関・団体などが一体となって支えることが重要です。

特に、生活習慣病予防については、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した新たな対策として、平成20年度から保険者による特定健診・特定保健指導が開始されることから、関係者の連携のもと、その円滑な推進を図る必要があります。

また、感染症、薬物の混入、食中毒など県民の生命や健康を脅かす危機については、保健所、医療機関、行政、警察など関係機関が連携して未然防止に努めるとともに、万一発生した場合には、迅速で的確な対策により、被害の拡大防止や治療の提供が図られるよう、健康危機管理体制の整備を推進します。

⑤保健・福祉と医療を包括したシステムの確立

少子・高齢化が急速に進展する中で、全ての県民が生涯にわたって多様な社会活動に参加できる機会が確保され、高齢者や障害者、子どもたちも社会を構成する重要な一員として、共に生きがいをもって暮らせる社会づくりを推進することが重要です。

このため、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉施策等の相互の連携、一体化を図り、それぞれのサービスが県民に対して総合的かつ効率的に提供される必要があります。

保健・医療・福祉関係機関（施設、団体等を含む）等における情報の共有や各施策の企画立案から実施までの過程における連携の強化を促進し、保健・福祉と医療を包括したシステムの確立を目指します。

5 計画推進の体制と役割

この計画を推進するに当たっては、県民の参加と協力のもと、行政、大学、医師会等保健医療関係団体、医療機関等が目標と情報を共有しながら、共に連携して、計画の具体化を進めることが必要です。

それぞれの主な役割は次のとおりです。

(1) 県民

○保健医療の第一段階はセルフケアであり、県民自らが「自らの健康は自らつくる」という自覚のもと、正しい健康知識の習得や健康的な生活習慣づくり、積極的な健診受診に努めるなど、健康づくりを実践することが大切です。

○医療を受ける主体として、また、費用負担者として、医療に関心を持ち、安全で質の高い、よりよい医療が提供されるよう、医療提供者のみに任せるのではなく、自らも積極的かつ主体的に医療に参加していくことが必要です。

○医療機関がそれぞれの地域で果たしている機能・役割に対する理解を深め、自らの健康状態を総合的に把握してくれるかかりつけ医（歯科医、薬局）を持ち、専門的あるいは高度な医療を必要とする場合にはその紹介で必要な医療を受けるよう心がけるなど、適切な受療行動をとるよう努めることが期待されます。

特に、救急医療については、真に必要な患者の受療機会を妨げることのないよう節度ある行動が望まれます。

○一人ひとりの県民はもとより、地域保健活動や福祉活動を行うボランティアやNPO（民間非営利組織）等も、積極的にこの計画の推進に参加し、自主的な健康づくりの普及などの役割を担うことが期待されます。

(2) 行政

○県及び市町は、この計画や関連する計画に基づいて、地域において必要な保健医療サービスが確保されるよう、関係機関との役割分担のもと、施策の推進を図ります。また、適切な医療連携体制の構築に努めるとともに、国に対しては、必要な措置を講じるよう要望します。

○県は、医療法第6条の3及び薬事法第8条の2の規定に基づき把握した医療提供施設の情報について、患者や住民にわかりやすく明示します。

○市町は、住民に身近で頻度の高い保健・福祉サービスを主体的かつ一元的に実施し、県は、広域的・専門的及び技術的な分野での業務を担います。

(3) 大学等

○愛媛大学医学部は、地域保健医療の推進の要となる医師の養成機関として、人間性豊かで地域保健医療に熱意を持って従事する医師の養成に努めます。特に、近年の医師不足を踏

まえ、地域医療に従事する医師を充足するため、地域枠の一層の拡充や、地域医療を担う人材育成のプログラム構築などを検討します。

- 他の保健医療従事者養成機関においても、さらに地域保健医療の展開に資する従事者の育成と質的な向上を図る必要があります。
- 医療の高度化が進展する中で、医療従事者の生涯教育の重要性が高まっており、地域の医療従事者の卒後教育についても積極的な取組みが期待されます。

(4) 関係団体

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の保健医療関係団体は、行政との密接な連携により、かかりつけ医（歯科医、薬局）の普及や医療連携の推進に努め、実情に応じた効率的で質の高い地域医療の体系化を図っていくことが期待されます。特に、在宅医療を含む医療連携を一層推進するためには、医師会をはじめ、各医療機関や薬局、訪問看護事業所等の主体的な取組みが不可欠です。
- 関係者の自主的な研修体制の確保を図り、保健医療従事者の資質向上に努めるとともに、県民に対して保健医療に関する情報を積極的に提供していくことが必要です。
- 財団法人愛媛県総合保健協会、愛媛県厚生農業協同組合連合会や地域の医師会立検査センター等は、県下の予防・治療医学の推進に重要な役割を担っており、一層の機能の強化と団体間の連携の促進が望まれます。

(5) 医療機関等

- 医療機関等は、この計画を推進する中核的役割を担っており、保健・福祉分野の関係機関と連携して、地域医療の供給主体として県民に必要なサービスを提供するとともに、県民が適切に医療を選択できるよう、積極的な情報開示を行うことが必要です。
- 各医療機関は、医療機能の分化と連携を推進するため、地域において必要とされる医療機能のうち、自らが担うべき機能を判断し、その体制整備に主体的に取り組むことが期待されます。

〔診療所〕

- 診療所の医師、歯科医師は、地域の患者に総合的な医療を提供するかかりつけ医として、専門的な医療が必要なときは適切な病院等へ紹介するとともに、患者のニーズに対応したプライマリ・ケアを行います。
- 在宅医療の拡充や後期高齢者の心身の特性に対応した医療の提供、平成20年度から実施される特定健康診査・特定保健指導への協力等について、大きな役割が期待されます。

〔病院〕

- 病院相互やかかりつけ医との機能分化と業務連携を進めるとともに、インフォームド・コンセントの実施や医療情報の提供、医療事故の防止に努め、質の高い医療を提供します。
- 医療従事者の勤務環境の改善に努めるとともに、医療従事者の養成機関との連携等を通じて、質の高い医療従事者の安定的な確保に努めます。

〔薬局〕

- 医薬分業を進め、重複投与や副作用の発生の防止を図るとともに、地域のかかりつけ薬局として患者が服薬する医薬品の薬歴管理を行い、医師と薬剤師が連携して、安全で適切な医薬品を提供します。

〔訪問看護事業所〕

- 在宅医療においては、訪問看護の果たすべき役割が大きいことから、訪問看護に従事する看護師の確保を促進するとともに、看取りを含めたケアを常時安定的に提供できるよう、訪問看護の24時間連絡体制の整備や事業所の充実等を一層推進します。

6 目標の達成状況等の分析及び評価

第五次計画に盛り込まれた目標については、適宜、達成状況等を把握し、分析及び評価を行います。